第二条の表川崎殿町・大師河原地域の項を削り、同表大阪コスモスクエア駅周辺地域の項の次に次のように加える。

神戸三宮駅周辺・臨海地域	神戸市中央区の区域のうち、市道葺合南百四十三号線と市道若菜神戸駅線との交点を起点とし、順次同市道、市道葺合北百三十九号線、市道葺合北百五十八号線、県道新神戸停車場線、市道生田前線、市道生田筋線、市道若菜神戸駅線、市道東亜筋線、市道花時計線、市道神戸方面第三百三十号線、市道北町線、市道葺合南五十九号線、市道磯辺線、一般国道二号線、市道葺合南百四十四号線、市道六甲道三宮線及び市道葺合南百四十三号線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域

第二条の表備考第一号中「、川崎殿町・大師河原地域」を削り、同表備考に次の一号を加える。

四　羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域及び神戸三宮駅周辺・臨海地域　平成二十八年十月二日

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○総務省令第九十二号

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第四十三条第一号及び第七十九条の二第二項第一号並びに地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第十八条第三号及び第二十条の規定に基づき、地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月二十四日　　総務大臣　山本　早苗

地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令

地方独立行政法人法施行規則（平成十六年総務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次に掲げる金融機関が発行する」を「次の各号に掲げる地方独立行政法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同条各号を次のように改める。

一　法第六十八条第一項に規定する公立大学法人　次に掲げる債券（イからハまで及びホに掲げる債券にあっては、安全かつ効率的な運用に資するものとして、総務大臣が定める基準に適合するものに限る。）

イ　特別の法律により法人の発行する債券

ロ　金融債

ハ　社債

ニ　貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）に規定する貸付信託の受益証券

ホ　外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であって、本邦通貨をもって表示されるもの

二　法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人（第十四条において「公営企業型地方独立行政法人」という。）次に掲げる債券であって、安全かつ効率的な運用に資するものとして、総務大臣が定める基準に適合するもの

イ　特別の法律により法人の発行する債券

ロ　金融債

三　その他の地方独立行政法人　次に掲げる金融機関が発行する債券

イ　株式会社商工組合中央金庫

ロ　信金中央金庫

ハ　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

ニ　農林中央金庫

第十一条中「（法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。）」を削り、同条を第十四条とする。

第十条を第十三条とする。

第九条第一項中「以下」を「次項及び次条において」に改め、同条を第十二条とする。

第八条を第十一条とし、第七条を第十条とする。

第六条各号列記以外の部分中「以下」を「次条及び第十一条において」に改め、同条を第九条とする。

第五条第二項中「以下」を「第十条第二項において」に改め、同条を第八条とし、第四条の次に次の三条を加える。

（公立大学法人が経営を支配している法人）

第五条　法第七十九条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるものは、第一条第三項の規定により総務大臣が別に公示する地方独立行政法人会計基準の定めるところにより、地方独立行政法人が議決権の過半数を保有している会社等として連結の範囲に含まれる会社とする。

（土地の取得に関する基準）

第六条　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号。第二号及び次条において「令」という。）第十八条第三号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　設立団体からの補助金又は交付金（次号において「補助金等」という。）をもって、当該土地の取得に必要な経費に充てるためにした長期借入金又は発行した債券を償還することができる見込みがあるものであること

二　長期借入金の借入れ又は債券の発行により調達した資金により当該土地を一括して取得する場合に要する補助金等の総額が、当該土地の段階的な取得（令第十八条第三号に規定する段階的な取得をいう。）を行う場合に要する補助金等の総額に比して相当程度減少する見込みがあるものであること

（長期借入金又は債券の償還期間）

第七条　令第二十条に規定する総務省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一　土地（次号括弧書に規定する土地を除く。）　十五年間

二　施設（その用に供する土地を含む。）　二十五年間

三　設備　十年間

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

2　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）の項の次に次のように加える。

地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）	第二十八条第一項